

第1回

条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町役場職員の不祥事に係る第三者委員会 議事録

大槌町 藤原総務課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、只今から「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」委員への委嘱状交付を行います。委嘱状交付の司会を務めさせていただきます、総務課長の藤原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、町長より委嘱状の交付を行います。町長、前へお進みください。お名前を読み上げますので、町長の前までお進みください。委嘱状をお受け取りになりましたら席にお戻りください。松本良啓様。

「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の委員に委嘱する。任期は令和4年9月24日から答申の日までとする。

松本委員

よろしくお願いいたします。

大槌町 藤原総務課長

町長は席にお戻りください。

また、オンラインでご出席いただいております、弁護士の相高宏太様、常磐大学総合政策学部法律行政学科教授の吉田勉様につきましては、事前に委嘱状を送付させていただいております。

以上をもちまして、「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」委員への委嘱状交付を終了致します。

ぎょうせい 松尾氏

それでは只今より「第1回条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」を開催します。議事に入るまでの司会を務めさせていただきます。株式会社ぎょうせいの松尾と申します。大槌町の委託を受けて、第三者委員会運営のお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。開催に先立ちまして、町長よりご挨拶申し上げます。

大槌町 平野町長

大槌町長の平野公三です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、本件に関する第三者委員会委員を、お引き受けいただき、感謝を申し上げます。

令和2年4月から令和3年9月までの1年半にわたり議決後の条例46件及び決裁後の規則36件の公布手続きに不備があったことが判明しましたのは、昨年9月24日であり、1年余りを要しての設置となります。

この問題につきましては、法律を遵守せず、また、議会制度を軽視する形となり町民の皆様の信用と信頼を失うことになったことに行政運営をあくする者として深く重く受け止めるとともに深くお詫びを申し上げます。

本日この後、手交させていただく諮問書において不備問題における町民への利益・不利益の検討や再発防止策等について答申をいただきますことを申し上げ、「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」設置にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ぎょうせい 松尾氏

続きまして、先ほど委嘱状交付されました本委員会の委員の皆様を改めて紹介させていただきます。

まず弁護士の松本良啓先生。

続いて、同じく弁護士の相高宏太先生。

そして常磐大学総合政策学部法律行政学科教授、吉田勉先生。

本委員会は以上3名の委員で組織されております。大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例第6条の規定により委員の過半数の出席をいただいておりますので、この委員会が成立していることをご報告いたします。それでは委員会の会長の選出をします。同条例第5条において会長の選出は互選により選出することになっておりますので、委員の皆様のお互選をお願いします。

松本委員

はい。松本です。相高先生、吉田先生の方でご意見があれば発言をお願いしたいと思います。が、この委員長の選出について何かご意見ございますでしょうか？

特にございませんかね？

この第三者委員会の会場におりますのが私しかおりません関係上、私の方で引き受けるような形になりますかね？

吉田委員

よろしくお願いいいたします。

相高委員

異議はありません。

松本委員(会長)

そうしましたら、委員の互選により私、松本はこの委員会の会長というふうに出されたということで報告したいと思います。

ぎょうせい 松尾氏

ありがとうございます。それでは会長は松本様にお願いします。松本会長よりご挨拶をお願いいたします。

松本委員(会長)

そうしましたら会長に選任されました、松本良啓と申します。普段弁護士をしております。よろしくお願いいいたします。この委員会につきましては、適正な議事の進行に努めてまいります。よろしくお願いいいたします。

ぎょうせい 松尾氏

松本会長ありがとうございます。続いて町から本委員会への諮問書を交付します。町長と松本会長は前の方にお進みください。

大槌町 平野町長

条例・規則の公布手続きの不備に関する原因究明等について、諮問。どうぞよろしくお願いいいたします。

ぎょうせい 松尾氏

町長はここでご退席となります。

では議事に進みます。以降の進行につきましては、松本会長に進行をお願いいたします。

松本委員(会長)

それでは私松本の方で議事を進めてまいりたいと思います。まず先ほど交付されました諮問書の内容を審議するにあたりまして、諮問内容、それからの今回の経緯ですね、この説明を事務局の方をお願いいたします。

ぎょうせい 松尾氏

それでは資料2の諮問書の方から読み上げさせていただきます。条例、規則の公布手続きの不備に関する原因究明等について諮問。当町において令和2年4月から令和3年9月までの1年半にわたり議決後の条例46件および決裁後の規則36件の公布手続きに不備(以下、不備問題という)がありました。

このことについて、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例(令和4年大槌町条例第13号)第1条の規定に基づき、第三者委員会を設置し、同条例第2条に基づき、下記のとおり諮問します。

記、1経緯。

令和2年4月から令和3年9月までの1年半にわたり、議決後の条例46件及び決裁後の規則36件の不備問題が判明しました。昨年12月3日と本年2月9日の合同常任委員会において不備問題について説明し、去る3月定例会において、議会並びに町民の皆様に対し、不備問題の期間について当初の議決時、決裁時に想定していた取り扱いとしないと不利益を受ける町民が多数生じ、町の行財政運営に多大な支障が生じる可能性があることから、適宜に公布施行されていたものとして取り扱うこととしたいとして、町民の皆様へお願いを行ったところです。

しかしながら、本年3月定例会において、町民の理解と納得が得られていない状況のまま、行政運営を続けていることは、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題であるとして、条例及び規則の公布手続きの不備に関する調査委員会の設置を求める決議の可決を受けました。

可決された決議を厳粛に受け止め、この度、第三者委員会を設置し、諮問するものです。

2諮問内容。

- (1) 不備問題が発生した原因の究明について。
- (2) 不備問題に関する町民への利益・不利益の判断、分析等について。
- (3) 再発防止策について。

以上が諮問書の内容です。

次に資料3の主な経過の概要について。

令和3年9月24日、公布手続きの不備が判明しました。町長からの確認により、公布手続きの不備が判明し、状況等について調査を開始しました。

10月29日、庁議において公布手続きの不備について報告が行われ、速やかに公布手続きを実施することとし、対応について各課に協力を依頼しました。なお、この10月29日、庁議の時点では、対象となる条例及び規則の一部改正を実施することとしましたが、のちに実施しないこととしました。

11月2日、公布手続きに不備のあった条例の公布の完了。

公布手続きに不備があった条例について、10月27日1件、10月29日5件、11月2日42件を公布しました。対象となるすべての条例の公布が完了したことを11月2日に確認しました。

11月8日、公布手続きに不備のあった規則の公布。公布の手続きに不備のあった規則については10月27日1件、11月8日35件を公布し、対象となるすべての規則の公布が完了したことを11月8日に確認をしました。

12月1日、影響調査について各課への回答を依頼。公布手続きに不備のあった条例について、効力が発生しなかった場合の影響について、抜粋して調査を行うこととし、各課へ依頼しました。

12月3日、合同常任委員会。経過の報告と今後の対応について報告を行いました。

12月6日、町議会議員に対し公布手続きに不備のあった条例及び規則の一覧を提供しました。

令和3年12月3日の常任委員会で、町議会議員からご指示があったので、これに対応したものです。

令和4年2月9日、合同常任委員会。対応にかかる検討結果について報告を行いました。

3月10日、3月定例会においては、議会並びに町民の皆様に対し、条例、規則の公布手続きが

行われないうままとなっていた期間における対応の案について提示しました。

公布手続きが行われていなかった期間について、その条例の議決、規則の決裁の時に想定されていた取り扱いとしないこととした場合、不利益を受ける町民が多数生じ、町の行財政運営に多大な支障が生じる可能性があることから、条例と規則がそれぞれ適切な時期において公布施行されていたものとして取り扱うこととしたい旨お願いをしました。

しかし、この定例会において、町民の理解と納得が得られていない状況のまま、行政運営を続けている事は、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題であるとして、条例及び規則の手続きの不備に関する調査委員会の設置を求める決議の可決を受けました。

4月14日、合同常任委員会。第三者委員会の設置について、議会と協議をしました。以上です。

続いて、適時に公布されなかった条例、規則の一覧についてご説明します。資料4になります。

委員の皆様にはあらかじめ適時に公布されなかった条例、規則の一覧のデータを送付させていただいております。一覧のデータの中で、それぞれの条例及び規則の題名のところをクリックしていただくと、その条文が表示されますので、ご活用ください。

また、資料6につきましては、本委員会の設置にかかる条例となります。事務局からの説明は以上です。

松本委員(会長)

ありがとうございました。只今の説明についてご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、委員の先生方の方でご質問、ご意見ありましたらお願いします。

じゃあ吉田先生、お願いします。

吉田委員

説明いただきましてよくわかりました。2点ほど確認、教えていただきたいんですが、先ほど説明を聞き洩らしてしまったかもしれないんですけども、令和3年10月29日の庁議という部分で、一部改正を実施しようとしたけれども、後でしないこととなったという説明があったように、聞こえたんですが、そこらへんでそれで正しいかどうか、あるいは内容について具体的にありましたら教えていただきたいということが1点です。

それから2点目は、令和4年3月10日の3月定例会の部分で説明いただきましたが、しかしですね、概要の後段で「しかし同定例会において町民の理解と納得が得られていない状況のまま行政運営を続けていることが」っていうことになってるんですが、これは断定しているっていうか、理解と納得が得られていない状況だということは、確定した事実なんだろうと思うんですが、それは一体どのように把握しているのかっていうのを教えていただきたい。

議会入ってるんでしょうけども、それについてはどんなふう理解されているのかなというふうに、執行部としては認識されているかお聞きしたいです。

松本委員(会長)

ありがとうございます。じゃあまず1点目の点ですね令和3年10月29日の庁議における対象となる条例及び規則の一部改正の実施という点について、実際に実施したのかどうかというところと、したとすれば、どのような内容だったのかというところですかね。

で、この点について回答お願いします。

大槌町 藤原総務課長

総務課長の藤原と申します。よろしくお願いたします。まず1点目でございます。令和3年の10月29日の庁議の中で、その中の一つとして対象となる条例及び規則の一部改正の実施ということで、庁議の方では説明はしました。

この段階では、実際にその一部改正が可能なのかなのかということまで、まだ具体的に踏み込んで実施すると言うようなことまでは、言及したわけではございません。その可能性があるということで、庁議の中では説明は致しましたが、その後、さまざまな検討した結果、一部改正については難しいだろうと言うようなことを考えて、そういったところで、令和4年3

月 10 日の 3 月定例会で、議会並びに町民の皆様に対してということで、当時の議決、決裁時に想定していた取り扱いとしないと、不利益を受けるので、適時に公布施行されていたものとして取り扱いたいと言うふうなことで、3 月定例会では説明していると言うような流れになっております。

その流れで、ただ、その定例会の中で、議会の方での一般質問等の中ではやはり疑問が生じておまして、今のままでは、町民の皆さまの理解と納得が得られていない状況なんだと言うところで、決議を議会の方から当局の方に受けたと言うような流れになっていると言うものでございます。

松本委員(会長)

只今の回答は 2 番目の質問に対する回答も入っているという理解でよろしいんですね。

大槌町 藤原総務課長

そうです。

松本委員(会長)

吉田先生何か追加のご質問ございますか？

吉田委員

二つ質問させていただいて、二つ回答いただいたと思いますので、ありがとうございます。ただ、内容が私が不勉強でわからないところがあって、例えば 2 番目の質問で言うと、町民の理解と納得が得られていない状況だというふうに確定しているとすれば、例えばアンケートにとってそういうことだったのかとか、あるいは感覚的に議員は住民の代表でしょうから、そういう意味で住民から聞いている声としては理解してない、納得していないということを委員さんたちは思って、それを発言したのか、そのあたりはいかがでしょうか？

松本委員(会長)

じゃあお願いします。

大槌町 藤原総務課長

私どものこの認識といたしましては議会議員の皆様方は町民の負託を受けて、議員活動、議会の活動を行っているとなされているという認識を持っております。

従いまして、その議会の中で、こういった町民の理解と納得が得られていない状況の状況なんだと言うふうに私どもの方に説明、話があったと言うことは、やはり町民の中ではそういった認識なんだと言うふうに理解していると言うふうなところでございます。

吉田委員

わかりました。そうすると、すみません。続けてよろしいですか。アンケートとか、住民の理解・認識を確認するような手法を執行部としては何かやっているかっていう意味では、やってないってということですか？

大槌町 藤原総務課長

アンケートは行っておりません。

吉田委員

いや、住民が納得してるかしてないか？何らかの手立てで確認したようなことはしましたか？

大槌町 藤原総務課長

直接当局側の方からアンケート等で、その辺、そのところは確認したということはございません。

吉田委員

例えば、確認をして住民の声とか町民の声とか、そういう目安箱じゃないですけど、そういう調書とかそういったのがあったり、そんなことがあったから、そういうふうに納得されてないっていうふうに確認しているのかっていう意味です。

要するに、町民と執行部との間で何らかのこの問題に対する接点はありましたかという意味です。

大槌町 藤原総務課長

町民の方から直接、私どもの方に、この件について問い合わせでやったりだとか、そういったことはございませんでした。

吉田委員

そうすると、議員さんが、町民は納得してないぞと言っているという、そういうそれで、議員さんだから住民の代表だから、それで納得してないというふうに思っているっていうふうな感じよろしいですか。

大槌町 藤原総務課長

その通りでございます。

吉田委員

わかりました。ありがとうございます。会長さん、もう1件一番目の質問なんですけども、すみません。私、本当理解が薄くて申し訳ないのですが、そうするとその何か一部改正を実施するようなことを、令和3年10月29日の庁議で決定したんだけど、その後、その不備な条例や規則を公布しましたよね。

ということは改正せずに公布したっていうことなんですか。改正をしようとしたんだけど、その改正が法的に、例えば具体的に教えていただくと、いいんですが、何かこんなふうに改善しようと思ったけど、これ、法的に難しいってことが判明したのでやめたとか、そういう感じでしょうか？

大槌町 藤原総務課長

この時点では具体的にその改正のところまで踏み込んでございません。

吉田委員

じゃああんまりあれですね、具体的にこんなふうに改正すれば、もしかしたらこの問題をクリアできんじゃないかみたいな。そういう検討したわけではないっていうことですかね。

大槌町 藤原総務課長

そうです。改正内容までは検討はしておりません。

吉田委員

だけど、やろうと思ったけど、無理だからそのまま公布しちゃおうっていうことになって、11月2日には条例、11月8日には規則をそのまま形で公布したってことですね。

大槌町 大槌町藤原総務課長

そうです。まずはまだ未公布ということもあったので、まずは公布ということで、公布したと。

吉田委員

公布は、その11月2日、11月8日という現時点の日時で公布したということですね。

大槌町 藤原総務課長

その通りです。

吉田委員

分かりました。ありがとうございます。会長さんありがとうございます。質問よくわかりました。

松本委員(会長)

私からも、たぶん今、吉田先生から質問のあった部分に関連するところだと思いますので、1点質問させていただきますが、その一部改正の実施というところで、よく考えつくところとして、遡及的に適用させるとか、そういったことを検討するというのがあり得るのかなと思ってお話聞いていたんですが、具体的にその公布の不備があったと言うことを踏まえて、その条例なり規則的な遡及的な適用と言うことを、施行日を早めるとかですね、そういったことを考えたわけではなかったのかというところをもう1回確認しておきたいと思います。

大槌町 関谷総務班長

10月29日の庁議の中で、先ほどその箇所を検討すると言うところをしゃべったんですけれども、当時はですね、個別的には具体的な1件1件のその条例をどう直すかっていうのは、検討はしていませんでしたけれども遡及して、遡って適用させるために、条例の一部改正を行うことをですね、当時庁議のほうでは言及しております。

個別的にはどう直すかっていうところと、1件1件のところはえっと、まだ全然検討していませんでした。

松本委員(会長)

まとめれば、結局そういう遡及的な適用も検討したんだけど、難しそうだなというところの結論に至って、そういったことはしなかったという理解でよろしいですかね？

大槌町 関谷総務班長

はい。

10月29日の時点ではそのように遡及適用して一部改正をすると言う考えだったんですけれども、そこから町の考え方が変わっていったというところなんです。

松本委員(会長)

そうしますと、もうひとつ関連するんですが、その後に11月の2日までに条例については公布を完了し、それから11月の8日までには規則も公布を完了したというふうな話になっているんですが、この時の公布時においては、各条例については元々予定されていた施行日、あるいは定めがなければ、公布から10日後ってことになるかと思うんですけれども、そういうふうな形で、公布施行したという理解でよろしいでしょうか？

大槌町 藤原総務課長

その通りでございます。

松本委員(会長)

ありがとうございます。あとすみません、根本的なところを確認して行きたいんですが、条例、規則に関するその公布に関する定めですね。

大槌町において、その条例等があるというふうな理解でよろしいのかどうか。それから公布というのは、具体的に普段どういうふうになされているのかというところも確認させていただきたいなと思います。

大槌町 関谷総務班長

公布については大槌町の条例に公告式条例というものがございまして、それに基づいて公布

を行っております。

松本委員(会長)

具体的にはどういう形で公布することになってるんでしょうかね？条例を見てくれという話かもしれませんが、すみません。

大槌町 関谷総務班長

条例、規則については、町長が署名した後に町の役場の前の公告版に掲示すると言うところ
です。

松本委員(会長)

そうすると、今回は掲示を欠いていたという理解でよろしいですかね？

大槌町 関谷総務班長

町長の署名と掲示が欠けていたと言うところでございます。

松本委員(会長)

はい。経緯の説明の部分につきまして、ほかの先生方ご質問等ございますか。

吉田委員

会長さんの質問に関連してなんですが、私は公告式条例を見ておりました、今おっしゃったように、その条例、規則は掲示板に掲示して行うとなっておりますが、これ以外にも基本規程ですね、訓令とか規程についても同じように準用するってなってますが、今回は条例と規則だけなのか、あるいは例えば訓令とかね職務命令みたいなのが、規程（きほど）ということで規程ということではありますが、これは公布しているんですか？それともこれもやっぱり一緒に公布してないんですか？

大槌町 関谷総務班長

条例、規則以外は正しく公布して掲示しています。

吉田委員

条例、規則だけが公布してなくて、あとの例規、つまり規程とかですね、あるいは告示文とか、そういったものは掲示板にちゃんと掲示して公布しているという、そういう理解でよろしいですか？

大槌町 関谷総務班長

そのように理解しております。

吉田委員

えっと、ごめんなさい。そうすると、私は一緒に、もしかしたら失念されているのかなと思
ったんですけども、そうするとその条例、規則だけを掲示してなくて、ほかの規程等が掲示
してあるというのは担当が違うんですか？

それとも一緒にの担当だけれども、わざわざ条例、規則だけを、ある意味失念してたのか、そ
の辺の細くなっちゃい恐縮ですけれども、もし分かれば教えていただけますか？

松本委員(会長)

回答できますか？

大槌町 関谷総務班長

えっと、条例規則、条例と規則は町長の署名が必要でありまして、そこが今回かけていた部
分になります。町長の署名と掲示が欠けていたと、それでそれ以外の規程とかですね。そうい

うものについては町長印で、町長の署名ではなく、町長印を押した上で掲示するいうところなので、今回のその条例、規則の問題とは少し違うかったです。

吉田委員

そうすると担当者は一緒なんですか？

総務課とかそういうところで一括して公布関係をやっていたんですか。

大槌町 関谷総務班長

担当課は一緒です。

吉田委員

一緒だけど、町長の署名だけを忘れたなら、普通の規程は町長名を印字とかなんかしてやって町長印を押す感じですよ。この公告式条例を見るとですね。

大槌町 関谷総務班長

そうです。

吉田委員

そうすると、よくわかんないんですけど、原因の話になってしまって、申し上げたものと別なところの話なんでしょうけども、そもそも今回署名を忘れたって町長に署名をしてくれっていう手続きを担当職員が忘れてしまって、それ以外は規程などは町長印を、印鑑を押すだけで、パソコンにその町長の名前はもうすでにこう入っているからやってないとして、町長に面談してってということが結構キーワードになりそうですか？原因の中で。

要するに町長が忙しくていけなかったんで、今回公布まで行けなかったみたいな話になりますか？一つの原因を推測するだけですけども。

松本委員(会長)

もうどうしましょうか？お答えできるのであれば、じゃお答えをお願いしますが。

吉田先生のお話を伺っていて、その何となくそこに違いがあったんだろうなど。その条例、規則に関する部分と、その他の例規について、その手続きが違ったことによって、問題が生じてしまったというところがありそうなんですけれども、まさにそこを原因究明をして行くのが、我々第三者委員会の役割でもありますので、お答えできるのであればお答えいただいても構わないんですが、むしろ今の先生の話なんかを踏まえてですね、第三者委員会として、むしろその辺にこう問題がありそうだねということの認識を共有しながら、原因究明の方法を少し検討して行くというあり方もあるのかなというふうに思いましたので。

役場の方でお話しできるのであれば、お話いただいても構いませんけれども、今の段階でこれ以上お話しできるところがないということであれば、一旦こちらの方で引き取りますけれども、いかが致しますか？

大槌町 藤原総務課長

もう少し整理したいところもございますので、後日でお願いしたいと思います。

松本委員(会長)

そうしましたら後で議事の進め方というところもありますので、そちらでまたこの点については取り上げていきたいと思えます。そうしましたら、相高先生なにかございますか、大丈夫ですか？

相高委員

すみません、2件ほどいいですか？

まず1件目が、令和3年9月24日に開始された調査については具体的にどのような形で、誰が指揮して調査したのかを教えてくださいたいのと、令和3年12月1日に行われた調査に関し

でも、公布不備のあった部分に効力発生しなかった場合の影響について抜粋して調査とあるんですが、その抜粋の判断したのはどのような基準に基づいて判断されたのか教えていただきたいです。

大槌町 藤原総務課長

まずは9月24日の町長からの確認により公布手続きの不備が判明、状況等についての調査開始ということでございます。この不備があったという報告を、まず私が担当職員の方から受けまして、結局その不備の範囲はどうなんだと言うところを、担当職員の方に指示をして調査を始めたと言うことで不備のあった条例と規則が明らかになったと言うものでございます。

それから、抜粋して調査ということなんですが、本来は全件本当はやりたかったんですけども、ただ、時期的に他の部署でも、繁忙期に入っている部分もあったので、なかなか難しいという部分もあったので、できる範囲でということで、抜粋して調査をしたということになります。

松本委員(会長)

相高先生、回答としては他によろしいですか？ほかにご質問ございますか？

経緯に関して他にご質問、ご意見あれば承りますけれども、ある程度このあたりでという感じでよろしいですかね？先生方。

文字通り今、色々確認させていただいたところもありますので、これを踏まえてこれからこの委員会の議事の進め方ということに入って行きたいと言うふうに思っているんですけれども。

まず先ほど吉田先生の方から御指摘がありましたように、この諮問の内容にも当然原因の究明再発防止というのが入っております関係上、原因究明の観点の中で、その細かいところですよ。町長のその署名が必要な条例、規則、それから町長印で足りるその他の例規のところ、どうして違いが生じてしまっているのかなというところは、当然疑問に思うところでございます。

先ほど役場からの回答によりますと、特に担当も変わっていないということ、担当は変わらないと同じであるというふうなお話でもありましたので、そうすると一体全体どういうことなのかなというところですよ。吉田委員からも話しあったように、こう単純に公布手続きを忘れていたというふうな話であるとかえって分かりやすいところもあったかなというふうに思うんですが。

条例、規則以外の例規についてはむしろ公布がなされているということからすると、どうしてその条例、規則だけが抜け落ちてしてしまったのかってところが気になるころではあります。どうでしょうね？今、端的にそのまとめたところを、その役場のほうで少し整理したいというふうなお話もありましたので、早急にこの辺り、どうしてこういうふうな違いが生じてしまったのかという点について報告を上げていただくというのがひとつ進行としてはありうるかなと思っておりますが、先生方いかがでしょうか？

吉田委員

すみません。今、会長さんがおっしゃられたことで非常に賛同いたします。

ただイメージ的にどんなものが整理されるのかっていうのを確認したいんですけども、今年、色々自治体で、全国的にも色々問題があった山口県の4630万円問題ってございますよね。

要するに、一人の人に給付金、町のやつは全部行っちゃったってということで、色々こう、ワイドショーなど賑わせましたが、あれは担当職員が変わって新規採用職員が銀行に行って振り込んでこうって指示されていたみたいなのを、そういう形でこうマスコミなんか報道見るとその問題が起きて、そのことの起こりはこんなもんだっていうのがなんとなく分かってくるんですが、そういう形で今回は担当職員が変わらないけれども、その人が例えば病気で休んでいて、仕事が遅れてしまって、それが1年半続いていたみたいなの。例えばですよ、そういうような形で経緯が発覚した経緯も含めて説明されるというものを整理されるということで理解してよろしいですか？

大槌町 藤原総務課長

吉田先生が、今おっしゃったようなそういった担当職員の人事異動による変わった時期であったりだとかですね、そういったところも関わってくるところもございますので、その辺も含めて、整理して報告したいと言うふうに考えております。

吉田委員

わかりました。

松本委員(会長)

第三者委員会としては、そのまずはその詳しい経緯というのを確認した上で、最終的にはその担当職員等のヒアリングと考えていかなきゃいけないかなと言うふうには考えているところなんですけれども、ただそのヒアリングを行うにしてもですね、本当に丸裸で、ヒアリングを行っても、あまりこう生産的ではないなというふうに思うものですから、まずは吉田委員から御指摘があったような点をまず報告という形でいただいて、我々もある程度情報を得た上で、ですね、ヒアリングすべき内容を絞った上でヒアリングを行っていくと言う形がよろしいのかなと言うふうに思っております。

それから、委員会のあり方ということで、この委員会につきましては、今、基本的に議事については公開と言う形で行っております、今日も議員の方をはじめとして多数の方が傍聴していると言うことでございますけれども、そういったヒアリングと行うにあたっては公開非公開も含めて、議論をしていかなければいけないかなと思っておりますので、当然、非公開というふうになった場合には、少なくとも傍聴できないというふうになってまいりますし、私共としても、その委員会の中で誰か個別の委員にヒアリングをお願いするとか、そういった段取りも必要になってくるかなと思っておりますので、先生方におかれましては、この議事の公開非公開につきましてもですね、ご意見を、後々進んだところでということでもよろしいかと思っておりますけれども、検討いただく場面が出てくるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それからですね、この諮問内容としてはその原因究明再発防止というところがありますので、まさに今議論してきたところについてお話を進めていくと言う点もあるんですけれども、もう一つ、この不備問題に関する町民への利益不利益の判断、分析等についてというところに、これも諮問内容に入っております。

で、この今回の大槌町役場と議会のやり取りと関しますと、ある程度この不備問題と言われる問題ですね。すなわち、議会によって議決をされた条例、あるいは規則といったものが、適切に公表されていなかったと言う問題について、どのような法的な取り扱いをして行くのかということも検討していかざるを得ないところなのかなと思っております。

いうまでもなくですね、最終的なその法令の効力の判断というのは、これは裁判所が行うことでございますけれども、第三者委員会が設定された経緯と踏まえまして、こうした問題についても、少なくとも何らかの検討をしております、答申の中に反映して行く必要が出てくるのかなというふうには思っております。

それで、どういう形でその辺の問題を検討して行くかということも含めて考えていかなければいけないかなと思っておりますけれども、これ、主として吉田先生にお伺いしたいところでもあるんですけれども、まさにこの公布手続きを書いた条例、規則ですね。これに関してなんですけれども、こう確立した何か議論といいますか、その行政法上のなんていうか総説なり通説といったもの、あるいは裁判例といったものが確立裁判例というものがあるという状況なんですか。

吉田委員

ありがとうございます。結論からいっていいということですか。なくないというか、色々あると思うんですが、条例とか規則が例えば刑罰みたいなものを厳しくやっちゃって、それが公布してない中に、例えば逮捕したとかね。そういうのは明らかに無効だと思うんですが、それ以外で、例えば補助金をあげることに、あげちゃってますから、それを返してくれっていうのか、あるいはもう遡及適用的なことをしてやれるのか、遡及適用っていうのは、不利益な者を遡及適用できないっていう法の大原則ですが、不利益じゃないものは遡及適用していい

こともありますので、というようなぐらいのレベルであります。このような問題は恐らく全国で、変な言い方すると過去にあったかもしれないんですが、このような形で公になっている事例ってというのは、聞いたことないんで、それに対する対応方針もないというのが状況だと思うんですね。

それは先ほど先生言われたように諮問内容1と3以外の2に関係するかもしれませんが、今回の問題はまだ結論を解決してないとしたら、どういう形で今回を法的に整理して対応策を考えるかっていうのは、諮問の中にはびったりこう書いてないんですが、それも含まれるというご説明だったんで、そういう理解でよろしいですかね。

松本委員(会長)

少なくとも諮問の内容の(2)というところは、そういった問題に触れざるを得ないのかなというふうに思っておりますし、それから議会とその役場のやり取りを考えますと、この辺について、第三者委員会として、何も触れずに進めるということになりますと、おそらく目的を達成しないのかなというふうな認識でおりますので、我々としても少しそういった法的な議論というんですかね。そういったものも考えながらやっていかなければいけないかなと思っております。

そうしますと、少なくともそう言ったこう法的問題に関する少し検討ですね。抽象的な議論になってしまうかもしれませんが、そういったものも少し整理して行くっていうことは必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、この辺りはもう各委員でいろいろ勉強しながら、という表現いいかどうかわかりませんが、検討しながらですね、こう何ていうか、こういう題材があったよとか、こういう文献があったよとかっていうことを出し合っていくっていうことが一つの進め方かなというふうに思っておりますので、先生方もそういった形でもよろしければですね。ぜひそういった資料提出なり、文献なりのご教授にご協力いただければなというふうに思っておりますが、よろしいでしょうかね。

すみません、主として2つポイントがあるかなと思っております。その原因究明の観点に関しましては、まさに、ここで議論させていただいたように、その条例、規則とその他の利益に関するその区別という取り扱いの違いがどこで生じたのかというところですね。

この辺りを少し役場サイドの方で検討していただいて、報告をまとめていただくと言うふうな形にしたいなと思っておりますし、それらを踏まえて、この第三者委員会の方ではヒアリング等をまた検討して行くということになります。もちろんヒアリング以外にも必要な調査等が生じた場合には、そこは考えていくと言うふうに進行を考えております。

それからもう一つのそのこの公布手続きに不備があった条例等の効力についてというところになってくるんですけども、こちらにつきましては、各委員で少し検討を進めてですね、議論状況を整理して行くということになってきます。先ほど吉田先生からもご発言ありましたけれども、なんとなくわたくしもですね思っきり不利益な規程というものは、おそらく遡及適用は難しいだろうなって言うふうに考えておりますし、他方で利益しかないような規程、利益しかない規程のがどれだけあるのかというのは、わからないんですけども、ただそういう規程に関しては、遡及的な適用っていうことも排除されないのかなというふうには思っておりますので、そういった利益不利益っていうところを少し検討して行く必要があろうかなと思っております。

ただ、効力というもので行きますと、やはりこれかなり、どうなんでしょうね？ 施行の関係なんか整理しなければいけませんけれども、やはり一旦こう手続きしてないわけですから、効力が発生してないわけですので、施行日あたりを工夫しない限りはどう考えても遡って施行できないわけですからね。整理がつかないかなと思って、まだ考え中なところではありますけれども。

すみません、それでですね。とりあえず次回なんですけど、その次回までに今ここで整理したように、大槌町からの報告は頂かなきゃいけないかなと思っておりますし、それからその公布手続きに不備があった条例に関する、法的な議論の確認というところで、我々色々議論を整理して行く必要があるかと思ってるんですけど、次回につきましては町の報告があるということ踏まえて、この公開のまま議事を進めるということでもよろしいですか？

吉田委員

そうだと思います。

松本委員(会長)

じゃあ、そういうことで次回につきましては、このまま公開のまま議事を進めるということにしたいと思います。進め方につきましては、他に先生方でご提案等ございますか、大丈夫ですか？

そうしましたらこの委員会の進め方についてはここまでにしたいと思います。

それで一応、議事としてはもう一つその他ということ委員の皆様から何かあればということで用意しておりますが、何かございますか？

吉田委員

今日この場で、質問するのがいいかどうか、わからないので、もしあれだったらあとで答えていただいても結構なんですけども、この問題で、今後その原因追求、原因追求といいますか、原因を特定するという事なんですけども、おそらく町の思考としても追求しているのかなと思うんですが、それに関して、これ別にこれ思考した方がいいんじゃないんですが、職員に対する懲戒手続、懲戒処分などは検討されたことはあるんですか？それとも、もうしてるとか、その辺を教えていただきたいのが1点です。

2点目は、すでに去年の11月2日と11月8日に条例、例規を全て公布したということなんですけども、これはこうした状況が今続いていて、少なくとも11月2日から11月8日以降、今日までは有効だという認識でいて、その3年半、1年半の公布してない期間をどうするかっていうことが問題になっているということでもよろしいでしょうかね。その2点を確認させていただきたいと思います。

大槌町 藤原総務課長

まず職員のその懲戒処分の関係でございますけれども、そこにつきましては、第三者委員会の方でのその結論を待ってから、処分のほう考えていきたいと言うふうにしていただいております。

それから未公布であったものは、公布手続きが令和3年に行っているわけですが、それについては、一旦は全部公布した形をとっておりますが、その中には多分施行日の関係等で、ひょっとしたら、有効無効の部分もあるのかもしれないというような認識を持っております。

ただ、公布手続きは、形式上は行いましたと言うところでございます。

吉田委員

1番目質問わかりました。ありがとうございます。

2番目の質問は見てないんでわからないんですけど、公布した日の中で遡及適用をうかがわせるような附則を作ったり、そんなことはしてないで、単に公布するって書いてあって、施行するのは公布の日から施行とか、そんなふうなことを少し変えたりなんかしているんですか？その書き方ですけど。

松本委員(会長)

そこ結構大事なところだと私も思ってて、そのへんも場合によっては一旦まとめてもらった方がいいんじゃないかなというふうに思っているんですが、その公布の際に施行日を変えているってことになると、一部改正必要んじゃないかなと私個人的に思っているんですけども、先ほどの議事の中では改正はしないで公布しましたっていうふうなお話でしたので、基本的には公布日っていう公布の日には施行っていうふうを書いてあれば公布日、それから特に定めがなければ、公布から10日後の、地方自治法の規定に基づいて施行と言うふうになるのかなと思います。

で、特定の日が施行日と書いてあるものを、例えば令和2年とか令和3年って書いてあるものを令和4年になって公布したっていうものがあるのであれば、それはもう遡及適用の問題が出てくるのかなというふうに思いますので、そのその公布日と施行日の関係が現状どうなって

いるのかっていうのは、一旦この今日の資料の4. 5みたいな感じに、エクセルのデータにまとめてもらったほうが、私もわかりやすいかなと思ってるんですが、その辺の対応は可能ですかね。町の方では。

大槌町 藤原総務課長

公布した条例規則については、施行日等は当初公布しようとしていた時期に作ったものと変えておりませんので、この資料の通りになっております。

松本委員(会長)

なるほど。そうするともうその町の立場としては、例えばこの資料4の1ページ目の方のNo 1のところには、令和2年の4月1日が施行日になってるっていう条例があるんですが、これについては、公布自体が遅れてしまって、令和3年の11月の2日ぐらいになってるっていうことなんだけれども、施行日は令和2年4月1日にしてるんだと言う立場ですよ。

大槌町 藤原総務課長

その通りです。

松本委員(会長)

そうすると、もうこれはだから遡及的に適用させているんだというふうな立場だというふうになりますし、公布の日というふうになってしまっている条例については、まさに公布の日からということになってしまいますので、それはもう遡及はしないというふうなはっきり言えば条例ごとに区々に分かれているっていうようなそんなイメージでよろしいですよ。

大槌町 関谷総務班長

条例ごとに遡及の内容が異なっているということです。

松本委員(会長)

吉田先生回答としてはこんな感じでよろしいですか？

吉田委員

ありがとうございます

松本委員(会長)

そうすると結構思っきりその遡及適用の可否だとか、そういったものも少し議論していかなきゃいけないのかなという感じがしておりますし、あとはその公布の日になっているものについて、その遡及的に適用しなければいけない場面が生じている場合に、どう対応していくのかっていうところも議論としては考えていかなきゃいけないテーマかなというふうに思いました。

さて、今日は初回ということもございますし、私どもとしては資料としては与えられているものがこの部分に限られておりますので、これ以上はなかなか深めにくいかなというふうに思っておりますので、今日はここまでにしたいなというふうに思いますが、先生方もよろしいですかね？

そうしましたら以上もちまして第1回の委員会につきましてはこれにて終了致します。次回の委員会につきましては、日程を決めるのはなかなか難しいんですが、だいたい役場の方の回答というのはどれぐらいで頂けるものなんですかね。

大槌町 関谷総務班長

ここで答えすることができないので、こちらの方で整理してみて、もう一度会長のほうにご相談するっていうよろしいでしょうか？

松本委員(会長)

我々としては各委員にその報告をいただくということにさせていただいて、その報告を少し検討した上で、次回の委員会の期日を決めたいなというふうに思いますので。

じゃあ、速やかにまとめていただいて提出お願いしたいと思いますということで、次回の委員会の日程につきましては、事務局より改めて通知するということにさせていただきますので、本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。